

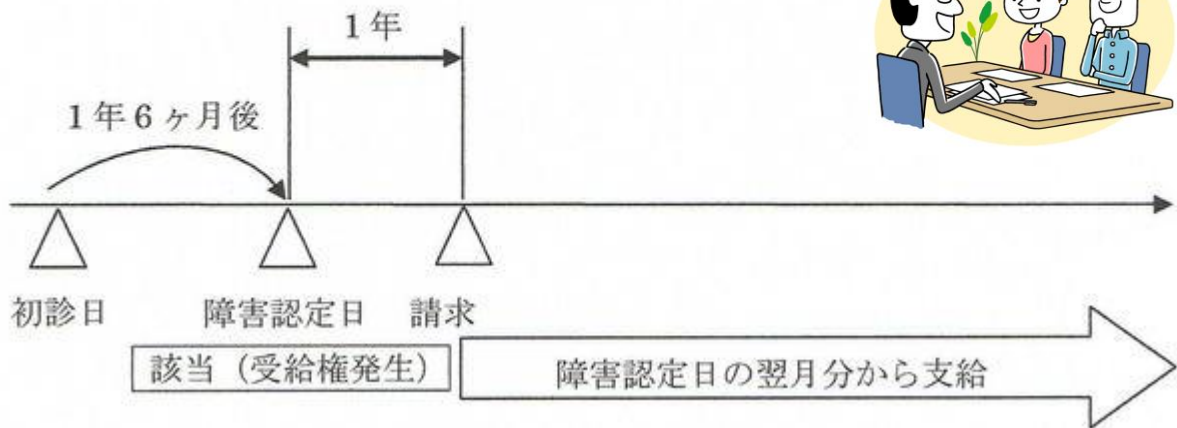
障害年金「家族の心得」シリーズ⑬

今回は復習の意味で「障害年金請求の基本的な事柄」を再整理してみましたのでご参考にして下さい

◇ 障害年金請求の三つの方法 ◇

本来請求

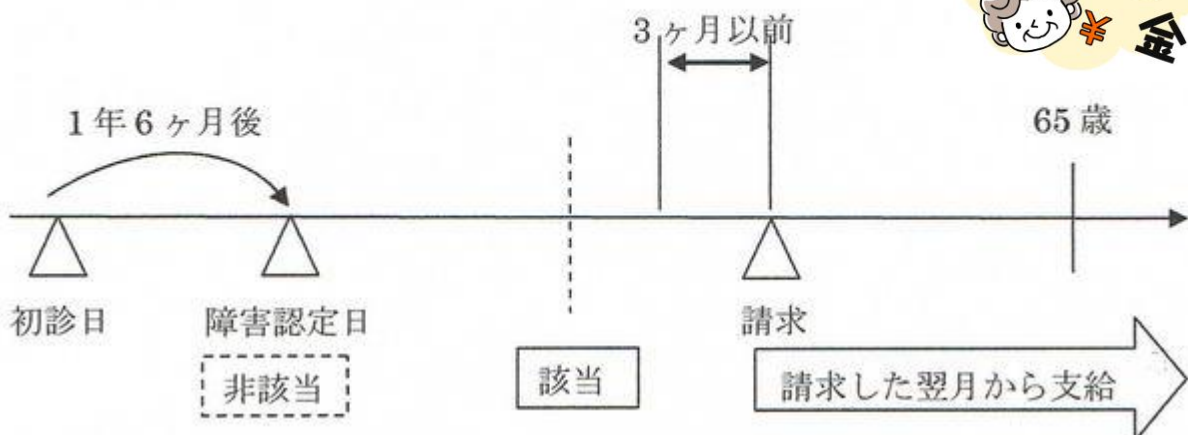
- ・ 診断書は障害認定日以降 1年以内のもの 1枚



- ▶ 障害年金の請求方法には三つのタイプがあります。上記は、①【本来請求】と呼ばれています。初診日から1年6ヶ月経過した日が障害認定日です。
- ▶ 障害認定日から1年以内に手続きすることを【本来請求】または【認定日請求】といいます。このときの診断書は1枚だけです。障害認定日から1年以内の診断書が必要です。

事後重症請求

- ・ 診断書は請求時以前 3ヶ月以内のもの 1枚



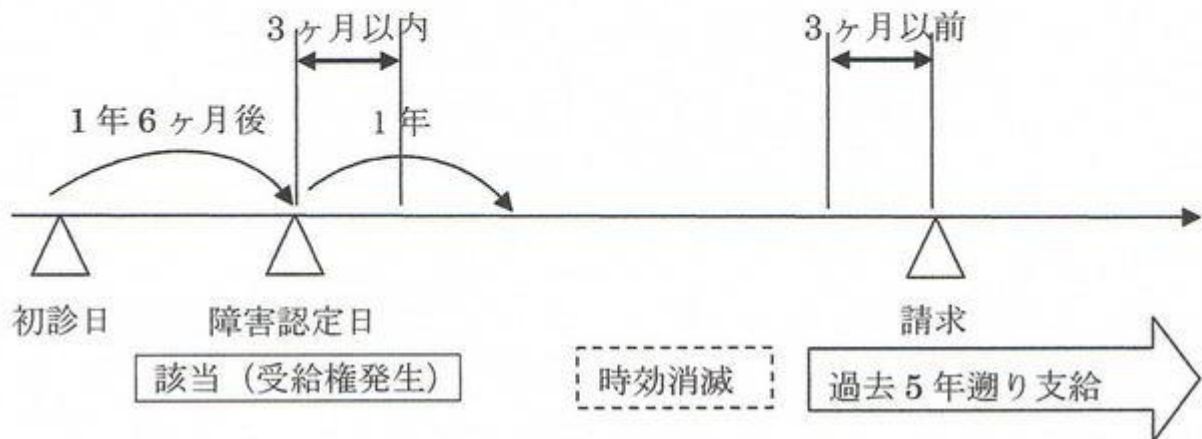
電話相談：火曜日、土曜日の10時～15時 TEL (052) 842 - 8878 面会相談：木曜日(曜日、時間は柔軟に対応)

- ▷ 上記の請求タイプは、②【事後重症】と呼ばれる請求方法です。
- ▷ 次のような場合、事後重症で手続きすることになります。
 - ・ 初診日から1年6ヶ月経過したときは比較的症状が軽かったが、段々と障害が重たくなった
 - ・ 初診日から1年6ヶ月経過したときは通院していなかった
 - ・ 初診日から1年6ヶ月経過したときの病院が廃院していてカルテがなかった
- ▷ 上記の理由などで障害認定日の診断書が取得できないようなときは、この事後重症の手続きをすることになります。このときの診断書は、請求日以前3ヶ月以内の診断書1枚です。
- ▷ 事後重症は、65歳の誕生日の2日前までに手続きしなければなりません。



遡及請求

- ・ 診断書は請求時以前3ヶ月以内のもの1枚と、
障害認定日（初診日から1年6ヶ月頃）以後3ヶ月以内の診断書1枚



- ▷ 障害年金請求の三つ目のタイプは、上記の③【遡及請求】と呼ばれる請求方法です。
- ▷ 遡及請求が認められれば、過去分が遡って（最高5年）支給されます。
 - ・ 初診日から1年6ヶ月経過したときに障害の状態に該当していること。
 - ・ さらに、初診日から1年6ヶ月～1年9ヶ月の3ヶ月以内に通院していること。
- ▷ 初診日から1年6ヶ月経過したとき（障害認定日）の診断書が1枚と、今現在の診断書が1枚、合計2枚の診断書が必要になります。
- ▷ 障害年金の消滅時効は5年となりますので、障害認定日まで遡って支給されるわけではありません。それでも、過去5年分の年金が一括で支給されるので、とても大きな金額になります。



事後重症決定後の遡及請求について

- ▷ 遡及請求できることを知らずに事後重症で障害年金を申請し受給した後に、改めて遡及請求をすることも可能です。障害認定日と請求直近の診断書2通を出して遡及請求が却下され、事後重症請求でしか認められなかった場合は、「遡及請求・障害認定日請求」はできません。
- ▷ つまり、「事後重症請求」だけ（請求日直近の診断書の1通しか用意できなかった）という時にのみ、改めて「遡及請求・障害認定日請求」としてやり直しができます。この請求をする場合は、障害認定日以降3か月以内の診断書が必要です。消滅時効5年なので社労士やPSW、家族会と相談しましょう。